

株券等の保管及び振替に関する法律施行令主要事項一覧

法律条項	主な内容	備 考
3条の3	(保管振替機関の資本の額) 5億円と規定	金融庁
41条の2	(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限) 次の権限を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・法第3条の規定による指定及び指定の公示 ・法第9条の2の規定による法第3条の規定の指定の取消し及び指定の取消しの公示 ・法第39条の3の第1項の規定による法第3条の指定及び指定の取消しの財務大臣への通知 	金融庁